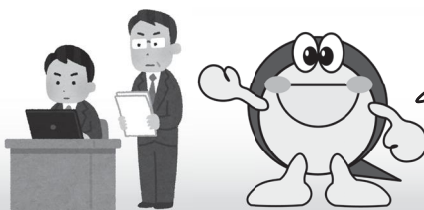


100条調査権 を委任しました



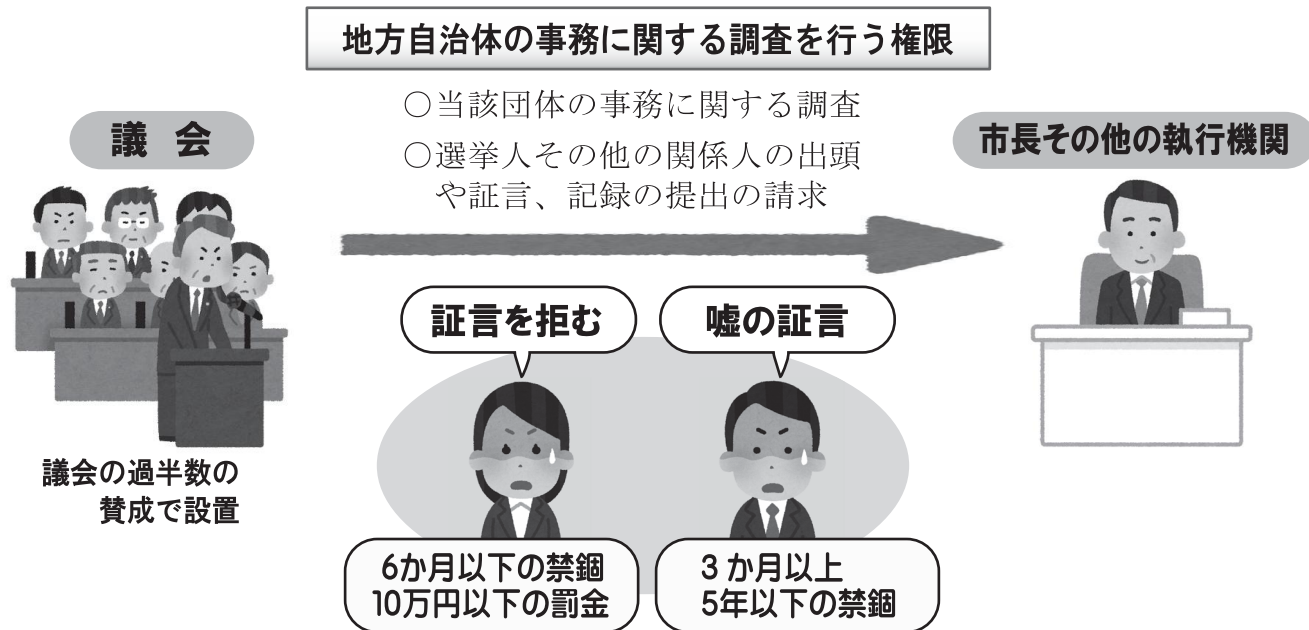
100条調査権について説明します

令和3年9月定例会で設置された「農業振興施設改修事業の補正予算に係る提案説明についての事実確認に関する調査特別委員会」に100条調査権を委任しました。

❗ 100条調査権の委任に至った経緯

- ◆令和3年9月30日付で議長が笠岡市監査委員に事務監査を請求し、令和3年11月18日に事務監査の結果に関する報告が提出されました。
※監査報告書は市議会HPに掲載しています。
- ◆事務監査の結果を受け、委員からは
 - ・再発防止のためにもきちんと調査権を行使し、委員会としての結果を出すのが本筋である。
 - ・情報公開条例のもとでの請求しかできないため、現在の委員会では調査するには限界がある。
 - ・事実関係を把握するには職員からも話を聞く必要がある。
 - ・不明確な点がいくつかある中で、笠岡市の仕事に取り組む姿勢や体質に問題がないか問いたすことが必要である。
 等の意見がありました。
- ◆委員会の報告を受け、12月定例会最終日に、賛成多数で、地方自治法第98条第1項及び第100条第1項の権限が調査特別委員会に委任されました。

◇100条調査権とは？



地方自治法第100条第1項に「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる」（一部抜粋）との規定があり、この権限は議会の100条調査権とも呼ばれます。

国会の国政調査権（日本国憲法第62条）と同様の趣旨であり、関係人は正当な理由がなくして出頭、証言、記録の提出を拒んだときは、6か月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処せられます。